

がっこうかんせんしょう しゅっせきていし
学校感染症(出席停止について)

● **学校は、児童の集団生活の場ですから感染症にはとくに注意が必要です。**

● **学校保健安全法施行規則に基づき、学校において他の児童生徒に感染するおそれのある感染症にかかった場合は「出席停止」になります。(欠席扱いにはなりません)**

● **医師の診断を受けられましたら、学校までお知らせください。診断書は必要ありません。**

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 急性灰白髄炎 (ポリオ) 鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては3日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで その他の感染症は、必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。